

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台(1)

(注) 本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、各事項につき補足説明を記載している。

第1 懲戒権に関する規定等の見直し

1 懲戒権に関する規定の見直し

懲戒権に関する規定の見直しについて、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】 民法第822条を削除する。

【乙案】 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、その子に対し、第820条の規定による監護及び教育のために必要な指示及び指導をすることができる(注1)。ただし、体罰を加えることはできない(注2)。

【丙案】 民法第822条を次のように改める。

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育を行うに際し、体罰を加えてはならない。

(注1) 「指示及び指導」に代えて、「指示及び助言」とすることについて、引き続き検討する。

(注2) 上記(注1)において「指示及び助言」を採用した場合には、体罰を加えてはならない旨の文言を用いないことも考えられる。

(補足説明)

第10回会議においては、甲案を支持する意見は出されなかったものの、従前から、民法第822条の削除をすべきという指摘がされてきたところであり、国民の意見を広く求めるという観点からも、現段階では同案を残す意義があるとも考えられることから、同案について、引き続き提案するものである。

2 懲戒権に関する規定の見直しに伴う検討事項

(1) 懲戒権に関する規定の見直しに伴い、親権者の一般的な権利義務を定めた民法第820条を次のように改める。

① 親権を行う者は、子の利益のために監護及び教育をする権利を有し、義務を負う(注)。

② 親権を行う者は、①の監護及び教育に際して、子の人格を尊重しなければならない。

(2) 居所指定権を定める民法第821条及び職業許可権を定める民法第823

条を見直すことについては、慎重に検討する。

(注)「権利を有し、義務を負う」に代えて、「義務を負い、権利を有する」とすることについて、引き続き検討する。

5 (補足説明)

本文(1)の②及び本文(2)については、部会資料10-2からの実質的な変更点はない。

10 本文(1)の①については、部会資料10-2において、権利と義務の語の順序を入れ替えることをブラケットを付して提案していたものであるが、規定の趣旨や内容に実質的な変更を加えるものではないことから、その法制的な観点からの説明がやや難しいとも考えられる。また、第2回会議においては、親権においては権利性が重要であるという観点から、このような見直しに消極的な意見もあったところである。

15 しかし、本部会においては、権利と義務の語の順序を入れ替えることについて、メッセージ性という観点で大きな意義があるとの意見や、親権の最も中心的な法律関係は親と子の関係にあり、監護教育については、子との関係では義務であると考えられることから、法律関係の中心である子との関係での義務について先に規定すべきではないかとの意見など、これを支持する意見が多く出されたところであり、
20 このような見直しを行うことにも相応の合理性があるものと考えられることから、本文(注)において、引き続き検討することを付記している。